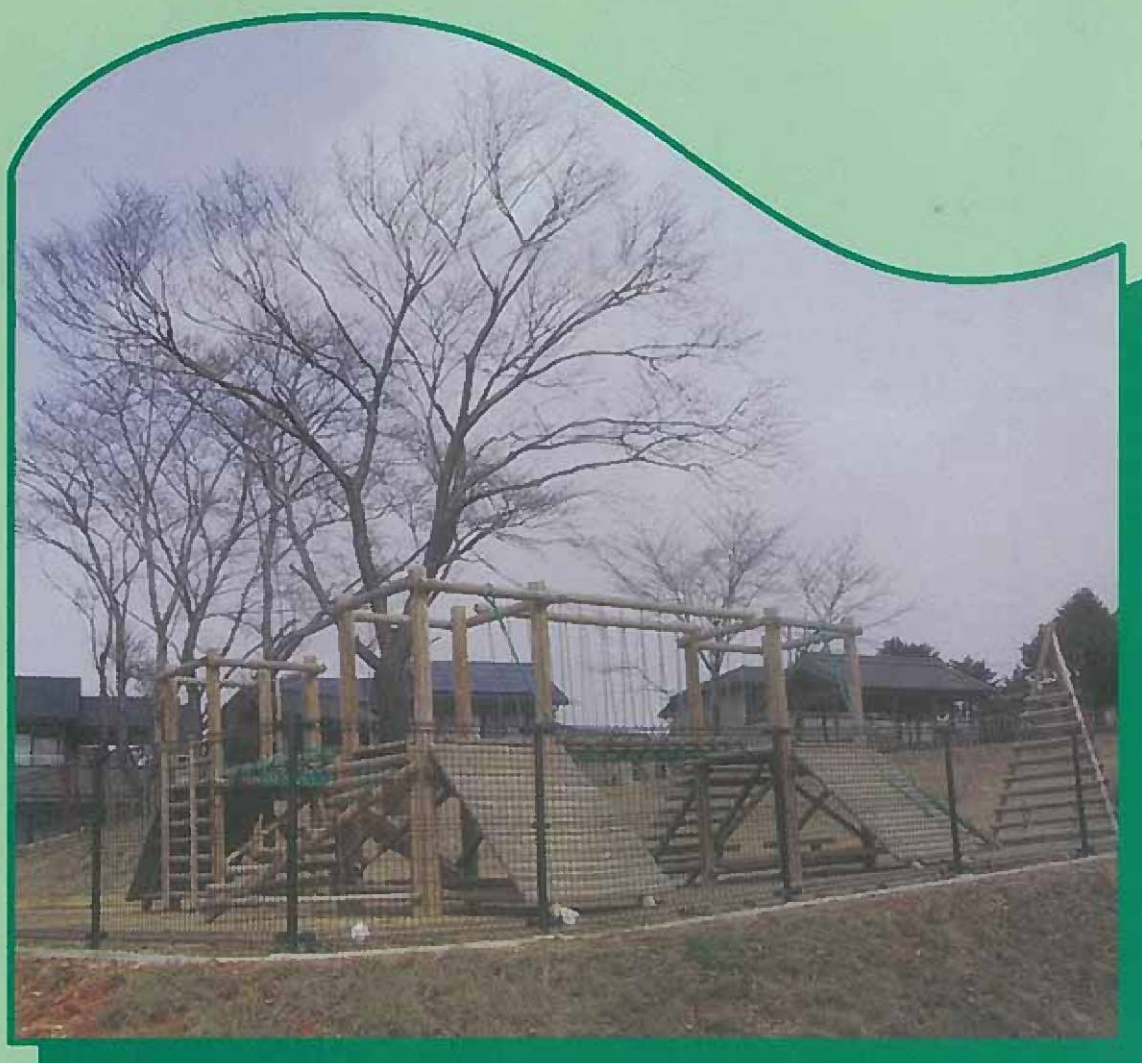


まちづくりルール

# 百々の杜地区

*DOUDO NO MORI*

～閑静でうるおいのある住宅地～



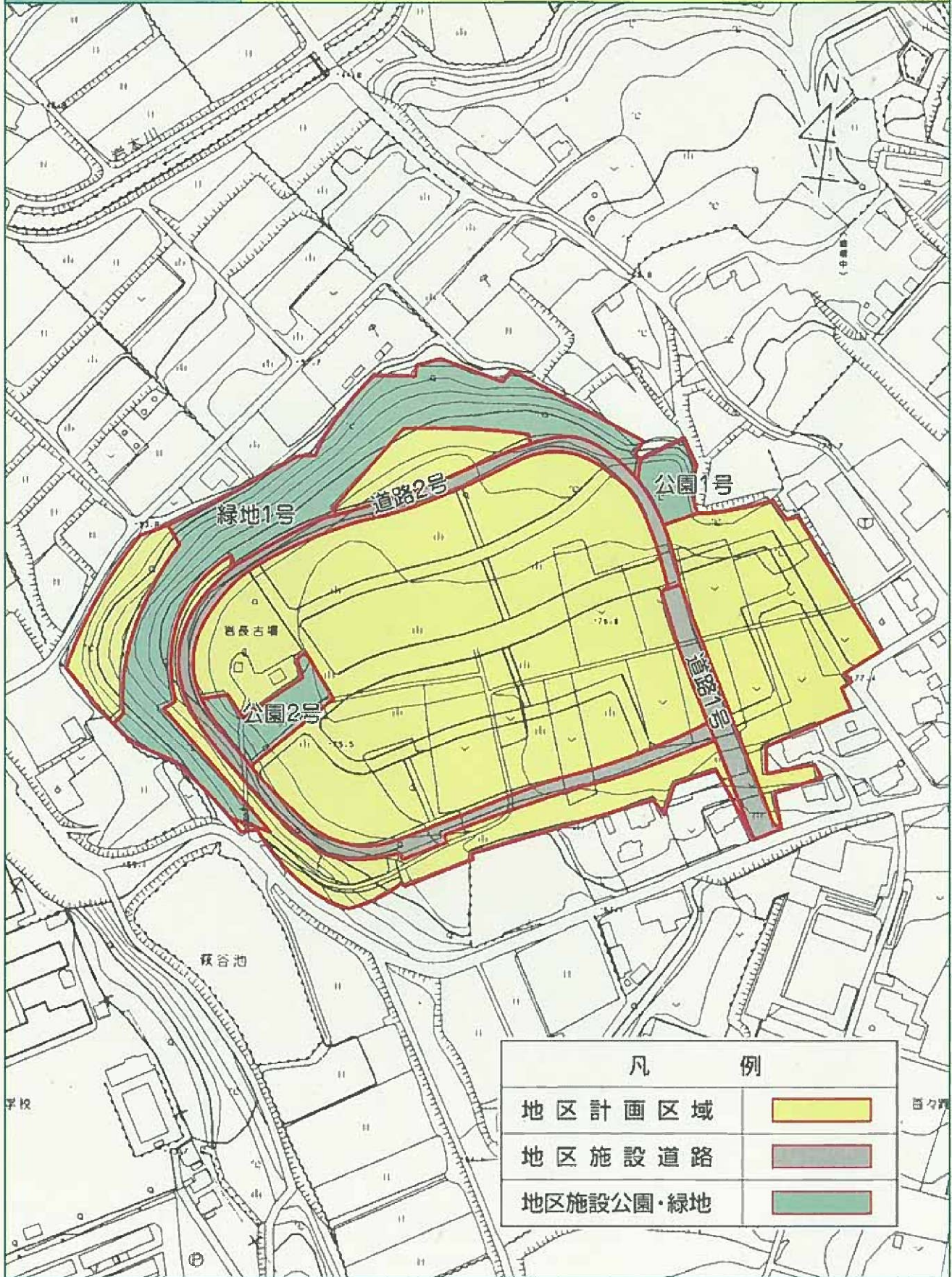
# みんなで守る 「百々の杜のまちづくりルール」です。

百々の杜地区は、高橋地域の豊かな自然に囲まれた住宅団地です。この住宅地は、ゆとりのある敷地に、落ち着いた戸建住宅の建設をすることにより閑静でうるおいのあるまちづくりを目指しています。

そのために、用途や高さの制限等、建築のルールを定め、良好な住環境を形成し、将来に渡って守っていくことが求められています。



名称	百々の杜地区計画
位置	豊田市百々町8丁目の一部
面積	約6.2ha



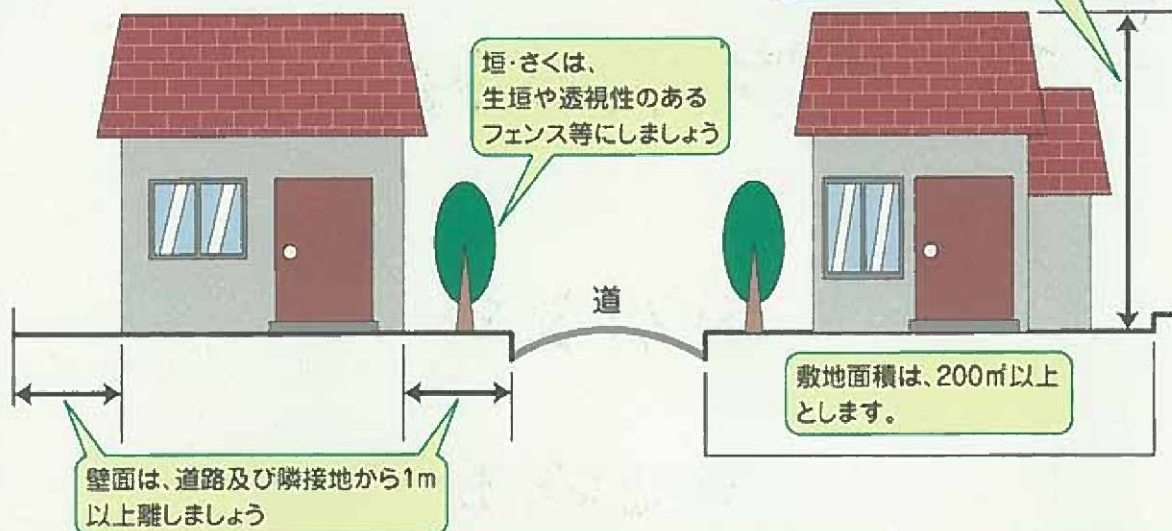
凡 例	
地区計画区域	
地区施設道路	
地区施設公園・緑地	

## 百々の杜地区計画

- 用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、壁面位置、高さ、形態・意匠、かき・さくの制限があります。
- 主な道路、公園、緑地の位置が定められています。

屋根や壁の色は、住宅地にふさわしいものとします

建築物の高さは、10m以下とします

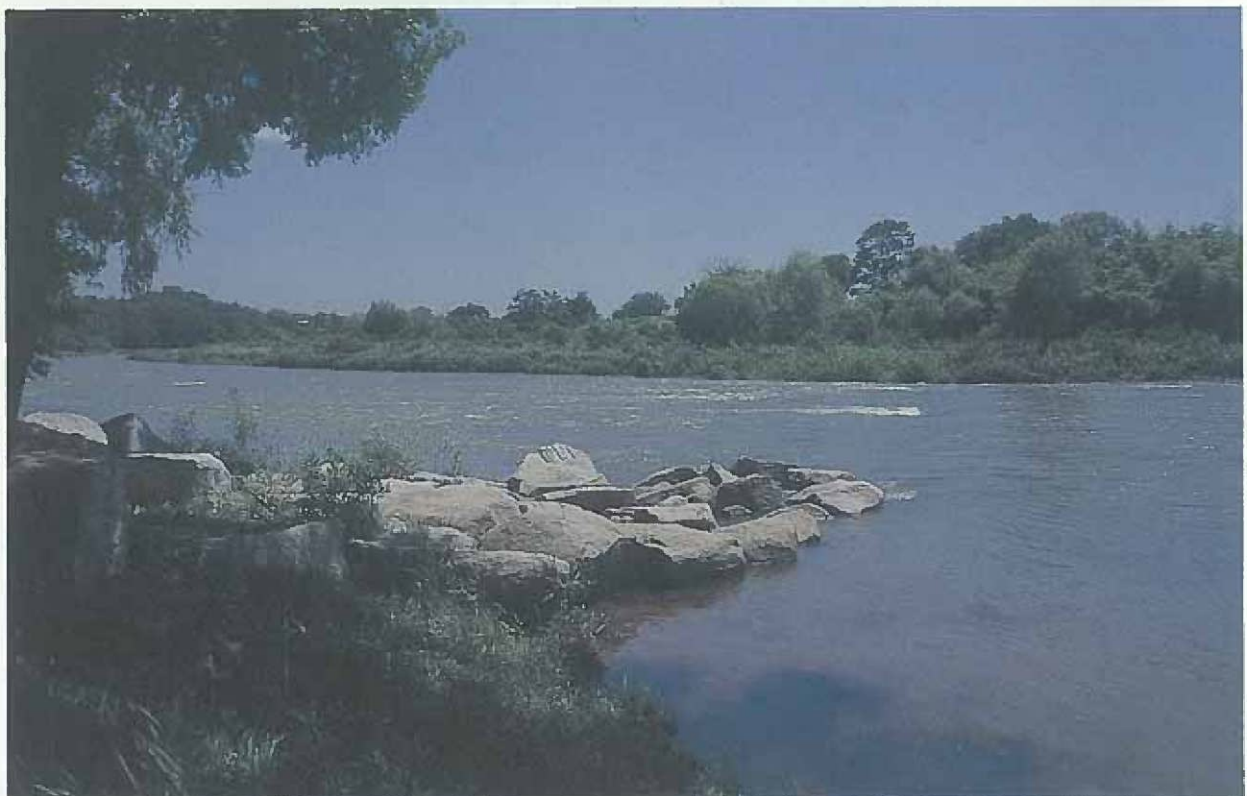


用途制限：原則として次のもの以外は建てられません

- ・3戸以上の長屋建てを除く専用住宅
- ・集会所及び既設神社の建替え
- ・公益上必要な施設

容積率：100%

建ぺい率：60%



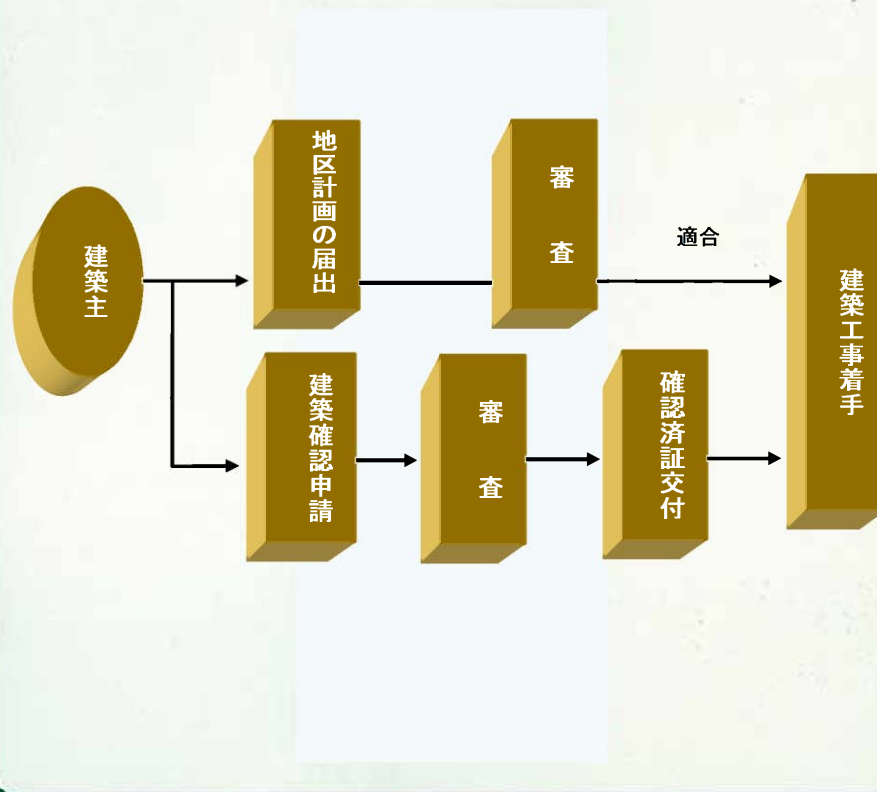
# まちづくりルール

平成13年3月告示

地区	名称		百々の杜地区計画		
	面積		約6.2ha		
地区 地 区 計 画	地区施設の 配置及び規模	道路	名称	幅員	延長
			道路1号	10m	約130m
			道路2号	6m	約630m
		公園 緑地	名称	面積	
			公園1号	約800㎡	
			公園2号	約1,220㎡	
		緑地1号	約8,550㎡		
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専用住宅(3戸以上の長屋を除く。)</li> <li>2 集会所</li> <li>3 神社</li> <li>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の4で定める公益上必要な建築物</li> <li>5 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)</li> </ol>			
	容積率	100%			
	建ぺい率	60%			
建築物の敷地面積の最低限度	200㎡				
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</li> <li>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</li> </ol>				
建築物の高さの最高限度	10m				
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の色彩及び形態は健全な住宅地にふさわしいものとし原色は使用しないものとする				
垣又はさくの構造の制限	<p>垣又はさくの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 敷地境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくは、高さ(敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が2m以下のもの(生垣又はフェンスその他の透視性のある鉄さく等(基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。)及び門塀を除く。)</li> <li>2 道路又は公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に設置する垣又はさくは、生垣又はフェンス等(門塀にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものを除く。)</li> </ol>				

## 届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、  
30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについての問い合わせは

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620 まで